

平成28年版「あなたの不動産 税金は」の追加訂正のお願い

平成28年版「あなたの不動産 税金は」のP41の最終行が、印刷上の誤りによって1行欠落してしまいました。

誠に申し訳ありませんが、下記のように1行追加していただきますようお願い申し上げます。なお、原寸大となっておりますので、切り貼りしてご使用下さい。

誤	この場合、3月15日後遅滞なく（具体的にはその年の12月31日まで）入居しないと、住宅取得等資金贈与の非課税特例や相続時精算課税の住宅
---	---



正	この場合、3月15日後遅滞なく（具体的にはその年の12月31日まで）入居しないと、住宅取得等資金贈与の非課税特例や相続時精算課税の住宅取得等資金の特例は適用されませんので注意が必要です。
---	---